

パーソナルトレーニング指導契約書 (※1)

(以下「甲」といいます) と (以下「乙」といいます) とは、
乙が甲に対してパーソナルトレーニング指導を行うにあたり、以下のとおり契約します。(※
2)

第1条 指導内容 (※3)

乙が甲に対して指導するトレーニングの内容は次のとおりとします。

- I) ウォーミングアップ (分) (メニューは直接ご指導致します。)
- ii) 筋力トレーニング (分) (メニューは直接ご指導致します。)
- iii) クールダウンストレッチ (分) (メニューは直接ご指導致します。)

以上、1回合計 70分 (ビジター利用の方は1回 60分迄)

第2条 契約期間及び実施回数 (※4)

1 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 月 (年) とし、その期間中 回を限度としてトレーニングを実施するものとします。

2 トレーニングの具体的な日時は、甲が各実施日に次回を予約し、乙がこれを受諾することによって決定するものとします。

第3条 指導の実施場所 (※5)

本契約においてトレーニング指導を実施する場所は、原則として Privategym WiLL とします。

ただし、甲又は乙が事前に相手方に変更を申し出たときは、お互いによる合理的な範囲内で変更することができるものとします。

第4条 諸費用 (※6)

1. 甲は、乙に対し、乙が別途定める期日までに、入会金及びコース費用等乙が別途定める諸費用 (以下「諸費用」といいます。) をお支払いいただきます。

2. 甲は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払いいただきます。

3. 一旦納入した諸費用は、いかなる理由があろうと原則返還できません。

第5条 パーソナルトレーニング（都度利用）のご予約について（※7）

1. プラン以外をご利用の方（ビジター利用やパーソナルトレーニングのみご利用の方）のご予約につきましては、原則、前日までのご予約をお願いしております。（初回体験カウンセリングを含む）

当日予約は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

また、トレーニング前に飲酒等されていますと、安全指導の為トレーニングプログラムを受ける事ができかねます。あらかじめご了承ください。

第6条 指導料及び支払方法（※8）

本契約に基づくトレーニング指導の指導料及び支払方法は次のとおりとします。

1 指導料 全 回のトレーニング指導前に金 円

2 支払方法 指導料は前払いを原則とし、甲は初回トレーニング実施日の3日前までに、下記の銀行預金口座に振り込んで支払うものとします。

なお、振込手数料は甲の負担とします。

記

福岡銀行 西新町支店 普通預金 口座番号 2552238 カ) オーエイチエフ名義

3 その他 甲の要望によりトレーニング時間が超過した場合には、乙は超過時間に依じた追加料金を甲に請求することができるものとします。

また、乙は、本契約に基づくトレーニング指導のために負担した交通費・器具代・施設利用料等の実費を別途甲に請求できるものとします。

第7条 入会・入会資格（※9）

本パーソナルジムは会員制とし、会員に対し会員証を発行します。

乙が定める、本パーソナルジムの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

- (1) 各会員区分において会社が別途定める資格に該当する方。
- (2) 本会則及び「個人情報保護方針」に同意した方。
- (3) 満16歳以上の方。但し満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
- (4) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- (5) 医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
- (6) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
- (7) 妊娠していない方。
- (8) 反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。）の関係者でない方。
- (9) 過去に乙より除名の通告を受けていない方。

第8条 中途解約について（※10）

甲は、自己都合によりパーソナルトレーニングプランの途中で退会するときは、乙所定の書面により退会手続きを行うものとします。

甲が退会手続きを行った後、甲は本パーソナルジムを退会します。退会手続きは、来店のうち書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メール等その他の手段による退会手続きには応じかねます。

乙は、退会を承認するまで、甲に対して諸費用を請求する権利を有します。退会を承認した場合には、乙は、甲に対し、次の各号に従って諸費用の一部を返還いたします。

(1) 諸費用のうち、コース費用以外の費用は、理由の如何を問わず一切返還いたしません。コース費用については、退会の時点で利用していない残りのコースに係る費用を返還対象額とし、当該返還対象額から次号に定める退会手数料を控除した金額を返還いたします。（入会金は返金されません。）

(2) 当該コースの費用全額を、予定全トレーニング回数（トレーニングは有償のものに限ります。本条において以下同様です。）で割った金額に、当該全トレーニング回数から中途解約時点までに会員が実施したトレーニングの回数を減じ、回数を乗じた金額。

(3) 退会手数料は、返還対象額の30%相当額または40,000円のいずれか低い金額とします。

第9条 禁止事項（※11）

甲（会員）（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、諸施設において次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。(5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6) 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (9) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (11) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
- (12) シャワールームで髪等を染める行為。
- (13) 施設スタッフに対する、会社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。
- (14) その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

第10条 免責（※12）

1. 甲（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）が諸施設の利用中または諸施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、乙に故意または過失がない限り、乙は、当該損害に対する一切の責任を負いません。

2. 本パーソナルジムは、第9条の第11号で甲が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しております。

甲が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、乙に故意または過失がない限り、甲各自の自己責任とし、乙は責任を負いません。

3. 会員同士の間には生じた係争やトラブルについて、乙は一切関与いたしません。

第11条 個人情報の取扱い（※13）

乙は、本契約において知り得た甲の個人情報（特に第12条の間診票記載の情報）を本契約の目的以外に使用せず、かつ、第三者に開示し又は外部に流出させないものとします。

第12条 キャンセルの取扱い（※14）

甲がトレーニング指導をキャンセルするときは、実施日の2日前までに乙に申し出なければならないものとし、それ以降のキャンセルについては、甲は指導料に相当する30%の金額をキャンセル料として乙に支払わなければならないものとします。

パーソナルプランの予約の変更は予約日からお申し込みされたコースの有効期限内のみとし、予約前日までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、1回分のトレーニング（初回オリエンテーションを含みます。）を実施したものとします。

ただし、天災地変その他甲に責任のない事情によるキャンセルの場合には、キャンセル料等は発生しないものとします。

第13条 問診票の提出及びコンディションの申告（15）

甲はトレーニングの実施に先立ち、乙所定の問診票を乙に提出するものとし、かつ、トレーニング実施当日のコンディションを乙に申告するものとします。

問診票に記載のない事由、もしくは乙に申告しなかった事由によって甲に発生した傷害等については、乙は一切責任を負わないものとします。

第14条 トレーニング中の事故等の免責（※16）

甲は細心の注意を払ってトレーニングを行うものとし、トレーニング中に甲の不注意により発生した事故及び怪我については、乙は一切責任を負わないものとします。

第15条 規定外事項（※17）

本契約に定めていない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議の上、決定するものとします。

平成 年 月 日

(甲) 住所

氏名

印

(乙) 住所

氏名

印